改

正

後

īF

前

(事業税及び地方法人特別税の損金算入の時期の特例)

9 - 5 - 2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該 当する場合には、当該連結事業年度。以下9 5 2において「直前年度」 という。)分の事業税及び地方法人特別税の額(9 5 1により直前年度 の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2 において同じ。) については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全 部又は一部につき申告、更正又は決定(以下9 5 2において「申告等」 という。)がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入 することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税に ついて更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、 直前年度の所得(直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事 業年度の個別所得金額。以下9 5 2 において同じ。)又は収入金額に標 準税率を乗じて計算し、地方法人特別税の額は、当該事業税の額(地方税法 第 72 条の2第1項第1号イ((事業税の納税義務者等)) に掲げる法人(以下9) 5 2 において「外形標準課税法人」という。)にあっては、直前年度の 所得に地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下9 5 2 において「暫 定措置法」という。)第2条(法人の事業税の税率の特例)の規定により読み 替えて適用される地方税法第72条の24の7第1項第1号八(事業税の標準税 率等》に係る率を乗じて計算した額)に暫定措置法第9条(税額の計算)に規 定する税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税及び地方法人特別 税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び地 方法人特別税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申 告等又は納付のあった日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に 該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。

(事業税の損金算入の時期の特例)

改

9-5-2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該 当する場合には、当該連結事業年度。以下9 5 2において「直前年度」 という。)分の事業税の額(9 5 1により直前年度の損金の額に算入さ れる部分の金額を除く。以下9 5 2 において同じ。)については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき 申告、更正又は決定(以下9 5 2において「申告等」という。)がされ ていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができる ものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決 定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得(直 前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金 額)又は収入金額に標準税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税 につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につ き過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった 日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当 該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。

- (注) 1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項((連結法人税の個別帰属額の計算))に規定する個別所得金額をいう。
 - 2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。

外形標準課税法人 暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用 される地方税法第72条の24の7第1項第1号イの標準税率に同号八 に係る標準税率を加算して得た税率又は<u>同条第3項第1号イ</u>の標準税 率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率による。

に掲げる法人以外の法人 <u>暫定措置法第2条の規定により読み替えて適用される</u>地方税法第72条の24の7に係る標準税率(同条第1項第1号又は第3項第1号に係る標準税率を除く。)による。

3 直前年度分の事業税<u>及び地方法人特別税</u>の額の損金算入だけを内容と する更正は、原則としてこれを行わないものとする。

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税<u>及び地方法人特別税</u>の 損金算入)

g -	5 -	2 0)	2	
				事業税及び地方法人特別税

- (注) 1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項((連結法人税の個別帰属額の計算)) に規定する個別所得金額をいう。
 - 2 標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。

地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ((事業税の納税義務者等)) に掲げる法人 同法第 72 条の 24 の 7 第 1 項第 1 号イ((事業税の標準税率等)) の標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率又は同条第 4 項第 1 号イの標準税率に同号八に係る標準税率を加算して得た税率による。

に掲げる法人以外の法人 地方税法第72条の24の7に係る標準税率(同条第1項第1号又は<u>第4項第1号</u>に係る標準税率を除く。)による。

3 直前年度分の事業税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。

(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税の損金算人)

9 -	5 -	2	の	2	
					事業税

二十 負担金

0 5 2 0 2

改	正	後	改	正	前
(負担金の使用期間)			(負担金の使用期間)		
9 - 6 O 2 - 1			9 - 6 O 2 - 1		
「公益法人等	等 <u>又は一般社団法人若</u>	<u>しくは一般財団法人</u> の当該業	「公益法 <i>人</i>	、等の当該業務に係る資	金のうち短期間に使用される
務に係る資金のうち短期間に	こ使用されるもの」と	は、当該公益法人等 <u>又は一般</u>	もの」とは、当該公益法人	、等の定款、	

改	正	後	改	正	前		
社団法人若しくは一般財団	<u>法人</u> の定款、						
(注) 1			(注) 1				
2			2				
(特定の損失又は費用を補て	んするための業務の範囲	1)	(特定の損失又は費用を補てんするための業務の範囲)				
9 - 6 O 2 - 2			9 - 6 O 2 - 2				
行政指導等に基づき公	益法人等 <u>又は一般社団法</u>	<u>人若しくは一般財団法人</u> が	行政指導等に基づきな	☆益法人等が行う構造改善	善事業		
行う構造改善事業							

二十一 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

 改
 正
 後
 改
 正
 前

 (同一種類かどうかの判定)
 (同一種類かどうかの判定)

 10 - 5 - 3 法第 47 条第 1 項又は第 5 項((保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算人))の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等を額の損金算人)の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等を

10 - 5 - 3 法第47条第1項又は第5項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、機械及び装置にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令(以下10-6-7において「旧耐用年数省令」という。)別表第二に掲げる設備の種類の区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。

10-5-3 法第47条第1項又は第5項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算人)の規定の適用上、法人が取得等をした固定資産がその滅失等をした所有固定資産と同一種類の固定資産であるかどうかは、耐用年数省令別表第一に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる種類の区分が同じであるかどうかにより、同別表第二に掲げる減価償却資産にあっては同表に掲げる設備の種類の区分が同じであるか又は類似するものであるかどうかによる。

二十二 交換により取得した資産の圧縮記帳

	改	正	後	改	正	前		
(取行		の用途と同一の用]途に供したかどうかの判定)	(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)				
10 -	6 - 7			10 - 6 - 7				
	<u>旧耐用年数</u>	省令別表第二		<u>その</u>	幾械及び装置の属する耐	用年数省令別表第二		
(注)				(注)				

二十三 貸倒引当金

⊐h	π	经	٦h		**
改	正	後	改	正	前
(リース取引に係る売掛債権領	等)		(リース取引に係る売掛債権	等)	
<u>11 - 2 - 20</u>			<u>11 - 2 - 19 の 2</u>		
		(廃 止)	(工事進行基準を適用した場	合の未収金)	
			11 - 2 - 20 法人が工事(製造を含む。以下11 - 2 - 20において同じ。)		
			について法第64条第1項又は第2項《工事の請負に係る収益及び費用		
			業年度》に規定する工事進	行基準を適用している場	<u> 合には、たとえ当該収益に</u>
			対応する工事収入金を未収	金として計上していると	<u>ときであっても、当該工事の</u>
			目的物の引渡しがあるまで	は当該未収金は売掛債権	賃等に該当しないことに留意
			<u>する。</u>		

二十四 返品調整引当金

改	正	後	改	正	前
		(廃止)	棚卸資産の時価が原価法に	画額の計算について低価流 こよる原価より低いため明 面との差額を営業外費用と	なを採用している法人が当該 特価を評価額としている場合 こして経理しているときは、 上原価に含めるものとする。
(売買利益率の計算におけるD <u>11 - 3 - 6</u>	-		(売買利益率の計算における <u>11 - 3 - 7</u>	-	
(売買利益率の計算の基礎とな			(売買利益率の計算の基礎と 11 - 3 - 8	-	
(返品債権特別勘定を設けてに 11 - 3 - 8)	(返品債権特別勘定を設けて 11 - 3 - 9		-)

二十五 組織再編成に係る所得の金額の計算

改	正	後	改	正	前		
(資産等の引継ぎに関する書	類の提出)		(資産等の引継ぎに関する書類の提出)				
12 Ø 2 - 1 - 2			12 O 2 - 1 - 2				

令第 133 条の 2 第 7 項	
今第 139 条の 4 第 12 項	

二十六 金銭の貸借とされるリース取引

改	正	後	改	正	前	
(借入金として取り扱う売買	買代金の額)		(借入金として取り扱う売覧	買代金の額)		
12 Ø 5 - 2 - 2			12 Ø 5 - 2 - 2			
<u>12 თ 5 - ე</u>	<u>2 - 2</u>		<u>12 თ 5 -</u>	<u>2 - 3まで</u>		
		(廃 止)	(償却費として損金経理をし	<u>したものとするリース*</u>	斗の額)	
			12 の 5 - 2 - 3 法第 64 条	の2第2項((金銭の貸信	昔とされるリース取引)) の規定	
			の適用がある場合において	て、譲渡人が、支払うへ	<u>、きリース料の額をその支払う</u>	
			べき日の属する事業年度において賃借料等として損金経理をしているときに			
			は、当該リース料の額の	うち元本返済額に相当す	する部分の金額については、法	
			第 31 条第 1 項((減価償却)	資産の償却費の計算及で	びその償却の方法》に規定する	
			「償却費として損金経理を	とした金額」に含まれる	<u>らものとする。</u>	
(貸付金として取り扱う売買	買代金の額)		(貸付金として取り扱う売員	買代金の額)		
<u>12 Ø 5 - 2 - 3</u>			<u>12 Ø 5 - 2 - 4</u>			